

## 2016 年度「たすけあい助成」実施要項

### 1. 目的

生活クラブ生活協同組合では、地域で豊かに暮らし続けるために、お互いに支えあう仕組みとして、一人月 100 円の会費を払い加入するエコロ制度を設けています。

毎年、その会費 100 円のうち 10 円（相当）を「エコロ基金」として積み立て、福祉に関わる団体・個人に助成金として経済的支援を行っています。

これまでの助成は、「組合員が地域で行っている福祉に関わる活動、その他、個人・団体が行う福祉に関わる活動を経済的に支援する」部分を中心に助成してきた経緯があり、「生活クラブ生活協同組合のたすけあい活動を支える」部分として、生活クラブ事業に対する助成は行ってきていませんでした。

そのため、埼玉のたすけあい政策のさらなる推進のために、新たに「たすけあい助成」を設置します。

### 2. 助成対象とする活動

たすけあい助成は、地域福祉を推進する主体の継続・安定化を図るため、ランニングコスト等を含めた経済支援を行います。助成の内容は、以下に関わる活動・事業・研究等の費用で、人件費を除きます。

- ①多様な世代の居場所・たすけあいグループ
- ②共同購入事業の補完（例；まとめおろしやエレベーターのない集合住宅への玄関先への配達など）
- ③上記①②のほか、福祉の充実をはかる

### 3. 応募資格

#### (1) 基本条件

次のいずれかに該当するグループ（エコロ会員 3 名以上）

- ①支部、地区
- ②支部・地区で承認された実行委員会またはグループ（構成員 1/2 以上が組合員）  
但し、連は除く
- ③エコロ制度たすけあいグループ
- ④生活クラブ運動グループ  
但し、市民ネットワークは除く

#### (2) 補足条件、その他

- ①原則として継続する活動・事業・研究とするが単年度でも良い
- ②主たる活動・事業・研究の範囲は埼玉県
- ③毎年度応募することができる

### 4. 助成金額と対象となる事業期間

#### (1) 金額

- ①総額は 400 万円を限度とする
- ②1 件あたり金額は 40 万円を限度とする

#### (2) 対象事業の実施期間

2016年7月1日～2018年3月31日

## 5. 応募に関する事項

### (1) 説明会の開催と書類の配布

①募集に関する説明と所定書類の配布のために、事前に説明会を開催します。

日時；2016年9月17日（土）13：00～14：30

場所；生活クラブ生活協同組合（埼玉）本部2階会議室

※応募希望の方は、説明会に出席して下さい。欠席される場合は、福祉推進部までご相談下さい。

### ②支部の確認

生活クラブ生活協同組合（埼玉）の支部（代表者または運営委員会）の確認を受けます。承認ではありませんので、助成の可否とは関係ありません。活動拠点もしくはグループ代表者の所在地エリアの支部にお願いして下さい。不明な場合は福祉推進部までお問い合わせ下さい。

### (2) 応募の受付方法

一次審査は書類で行います。不備・不明な点を明らかにできない場合には、応募を取り消します。追加の聞き取りや追加書類の送付をお願いすることがあります。

#### ①提出書類

書類の名称または内容	書式
2016年度たすけあい助成応募用紙	指定書式A4版×1枚
活動事業の計画（対象期間）に関する書類	書式自由（できればA4版）
助成対象に関する支出計画（見積り）書	
グループの説明および活動実態を証明できる書類 （任意団体の場合は総会資料など）	

#### ②受付期間

2016年9月17日（土）～2016年11月25日（金）※メール必着、消印有効

#### ③書類の提出方法

電子メールと郵送で受け付けます。メール件名・封書表書きに「たすけあい助成の応募」と明記して下さい。

メールの宛先；kazunori.mizukawa@s-club.coop

郵送の場合；「11. たすけあい助成に関するお問い合わせ郵送先」に、簡易書留でお送りください。

※提出物の返却は致しませんので、お手元にコピー等で保管して下さい。

## 6. 決定に関する調整事項

要項に規定していない事項で判断を要する場合は、必要に応じてエコロ委員会で検討・決定します。詳細な審査基準に関しては、別途検討し審査会での合意をはかります。

## 7. 助成決定後に関する事項

### (1) 助成後の条件

①活動・事業・研究の開始もしくは途中で、たすけあい助成を受けて行う事業であることを地域に広報します。

・助成対象物等に「エコロ基金助成」シール（1シートに3枚）を貼付して頂きます。助成決定の「お知らせ」に同封します。

・助成金で作成した印刷物には、『生活クラブたすけあい助成活用』と記載して下さい。

②活動・事業・研究の終了後に、地域（確認を受けた支部など）にむけて活動を報告して下さい。地域の組合員等からの取材や交流にもご協力下さい。

## (2) 報告書類の提出

助成を決定する書類とします。不備・不明な点を明らかにできない場合には、助成を取り消します。

### ①提出書類

書類の名称または内容	書式
2016年度たすけあい助成受理報告書	指定書式A4版×1枚
活動事業の報告（対象期間）に関する書類	書式自由（できればA4版）
助成対象に関する決算報告書および領収書（コピー不可）	
2017年度以降の活動計画案	

### ②締切日時

2018年4月30日（日） ※必着

### ③書類の提出方法

前項5. (2) ③と同様です。但し、領収証や冊子類等の成果物は郵送でお願い致します。

## 8. 審査概要と基準

### (1) 審査概要

- ①審査会を生活クラブ生活協同組合の理事会承認を受けたメンバーで形成します。2016年度はエコロ委員、副理事長の10名を審査員とします。
- ②助成団体の選定は、投票ではなく審査基準に照らし合わせ、審査員のコンセンサスにより行います。
- ③審査は一次と二次を行い、一次審査を通過したグループが二次審査を受けます。一次審査は書類による選考です。必要のある場合は、さらに詳しい書類の提出依頼、聞き取り調査をします。
- ④一次審査選考後、速やかに応募者に結果を伝えます。
- ⑤二次審査は公開性とし、応募団体からプレゼンテーションを受けます。審査員からの質問に対する回答を含め選考します。審査当日には傍聴席を用意します。
- ⑥たすけあい助成の主旨や目的に沿わないと判断した場合、応募を受けない場合があります。

### (2) 審査基準

- ①必要性の高さ、先駆性、新規取組みを優先
- ②地域福祉への貢献度や広がり
- ③生活クラブ生活協同組合の理念や方針に沿う
- ④公的機関または他の民間機関からの助成と重複しない
- ⑤活動の意思、詳細な計画、適正に見積もられた予算による

## 9. 助成金の支払いと返還

- ①助成金として決定した金額を 2017年3月31日に、指定された金融機関の口座に振込みます。
- ②助成金の支払い対象期間（2016年7月1日～2018年3月31日）外の支出分は、対象になりません。
- ③決算報告と照合し、助成額との差額（不要金）を生じた場合には、助成金の一部返還を求めます。詳細手続きは、その際に説明します。

④助成決定後に、活動事業の内容に変更を生じた場合は、速やかに報告下さい。届け出なく変更された場合や審査基準に反することが明らかになった場合には、助成金の全額返還を求めます。

## 10. 実施スケジュール

日時	要件
2016年8月8日(月)～	エッコロ基金(エッコロ助成、たすけあい助成)説明会のお知らせ COMEONかもん、ホームページ、ブロック企画会議資料など
9月17日(土)13:00～14:30	事前説明会開催、応募受付開始
11月25日(金)	応募締切り ※メール必着、消印有効
2017年1月21日(土)14:30～	一次審査会
1月23日(月)～25日(水)	一次審査結果の公表、通知
2月17日(金)10:00～15:00	二次審査会(公開審査)、2016年度助成団体の決定
3月31日(金)	助成金の仮支払い(振込み)

## 11. たすけあい助成に関するお問い合わせ・郵送先

生活クラブ生活協同組合 福祉推進部

所在地 〒336-0021 さいたま市南区別所 5-1-11

電話 048-839-4881

以上